

松阪市立小中学校空調設備整備 DBO 事業

実施方針

平成 30 年 3 月 23 日

松阪市

目 次

1. 本事業の実施に関する事項	1
1.1. 事業内容に関する事項	1
1.1.1. 事業名	1
1.1.2. 公共施設等の管理者の名称	1
1.1.3. 事業の目的	1
1.1.4. 事業の内容	1
1.1.5. 法令等の遵守	2
1.1.6. 実施方針の変更	2
2. 事業者の募集及び選定に関する事項	3
2.1. 事業者の募集及び選定方法	3
2.2. 事業者の募集及び選定の手順	3
2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール	3
2.2.2. 募集及び選定の手続き等	3
2.3. 応募者の備えるべき参加資格要件	5
2.3.1. 応募者の構成等	5
2.3.2. 代表企業の選定	5
2.3.3. 構成企業に必要な入札参加資格要件	5
2.3.4. 構成企業の制限	6
2.3.5. 地域貢献への配慮事項	7
2.3.6. 入札参加資格の喪失	7
2.4. 審査及び選定に関する事項	7
2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方	7
2.4.2. 審査の方法	7
2.4.3. 提案審査書類の取り扱い	8
3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	8
3.1. 責任分担に関する基本的な考え方	8
3.2. 予想されるリスクと責任分担	8
3.3. 事業の実施状況の監視	9
3.3.1. 提供されるサービスの水準	9
3.3.2. 事業者による業務品質の確保	9
3.3.3. 事業の実施状況のモニタリング	9
3.3.4. モニタリング結果に対する措置	9

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	9
4.1. 施設の概要.....	9
4.1.1. 対象となる施設.....	9
4.1.2. 対象となる施設の立地条件	9
4.2. その他、主要な事業要件の概要.....	10
4.2.1. 空調設備の熱源の種別.....	10
4.2.2. 熱源供給と光熱水費の負担	10
5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..	10
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	10
6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	10
6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	10
6.3. その他.....	10
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	11
7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	11
7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	11
7.2.1. 交付金及び地方債.....	11
7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援	11
8. その他事業の実施に関し必要な事項	11
8.1. 議会の議決.....	11
8.2. 情報提供	11
8.3. 本事業において使用する言語等.....	11
8.4. 応募に伴う費用負担	11
8.5. 問合せ先	11
別添資料 1	12
別添資料 2	15
別添様式	16

1. 本事業の実施に関する事項

1.1. 事業内容に関する事項

1.1.1. 事業名

松阪市立小中学校空調設備整備 DBO 事業（以下、「本事業」という。）

1.1.2. 公共施設等の管理者の名称

松阪市長 竹上 真人

1.1.3. 事業の目的

本事業は、松阪市（以下、「市」という。）内の市立小中学校における教室環境の改善を目的に、学校内の普通教室・特別教室等へ空調設備^{注)}を導入するにあたって、民間事業者の技術やノウハウを活かし早期の整備実現を図るとともに、財政負担の軽減を図るために本事業を DBO (Design-Build-Operate) 方式にて実施する。

注) 本事業において空調設備とは、冷暖房設備のことをいい、室内機、室外機及び配管、並びに本事業において整備される一切の設備のことをいう。

1.1.4. 事業の内容

(1) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）が、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、速やかに市に引渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理業務を行う DBO 方式とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から 2032 年（平成 44 年）3 月 31 日までとする。

ア 事業契約締結 : 2018 年（平成 30 年）12 月

イ 設計・施工期間 : 事業契約締結日 ~ 2019 年（平成 31 年）8 月 31 日（約 8 ヶ月間）

ウ 維持管理期間 : 2019 年（平成 31 年）年 9 月 1 日 ~

2032 年（平成 44 年）3 月 31 日（12 年 7 ヶ月間）

(3) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。なお、受変電設備の新設及び既設受変電設備の改修・更新等を実施することは認めるが、工事の着手前に電気事業者及び電気主任技術者と協議し、その結果を市及び対象校に報告すること。ただし、当該工事に伴い発生する費用は事業者負担とする。

a) 設計業務

ア 空調設備の設計業務

イ その他、付随する業務

b) 施工業務

- ア 空調設備の施工業務
- イ その他、付随する業務

c) 工事監理業務

- ア 空調設備の工事監理業務
- イ その他、付随する業務

d) 維持管理業務

- ア 空調設備の維持管理業務
- イ その他、付随する業務

e) 空調設備の移設等業務

本事業において整備した空調設備の移設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の移設等業務

(4) 支払い条件

本事業における各業務の対価の支払いは、以下のとおりである。

- ア 市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理業務に係る対価について、事業契約に基づきあらかじめ定める額を、施工業務完了後に事業者を支払う。
ただし、市は予算の範囲内において事業者が実施する設計・施工・工事監理業務に係る費用を契約締結後、前払金として事業者を支払う。なお、事業者は保証事業会社と、工事完成の時期を保証期間とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 2 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、前記の前払金を請求するものとする。
- イ 市は、事業者が実施する維持管理業務の対価について、事業契約に基づきあらかじめ定める額を、維持管理期間中に年 2 回に平準化して事業者を支払う。

(5) 事業期間終了時の措置

事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める空調設備の性能（以下、「性能基準」という。）を満たす状態とすること。

なお、性能基準は、市が示す要求水準に加えて、事業者の提案内容に基づくものとする。

1.1.5. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

1.1.6. 実施方針の変更

実施方針の公表後における事業者からの質問又は市内部での検討を踏まえて、実施方針は入札公告までに内容を見直し、変更することがある。

実施方針の変更を行った場合、速やかにその内容を市のホームページに掲載し、公表する。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、公平性、公正性、透明性及び競争性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定による、総合評価一般競争入札により行う。

2.2. 事業者の募集及び選定の手順

2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

事業者の募集・選定スケジュール

2018 年 (平成 30 年)	3 月 23 日 (金)	実施方針の公表
	4 月 23 日 (月)	実施方針への質問の受付締切
	5 月 11 日 (金)	実施方針への質問に対する回答公表
	5 月下旬	入札公告及び入札説明書等の公表
	6 月中旬～下旬	現地見学会
	7 月上旬	入札説明書等に関する質問受付締切
	7 月下旬	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
	8 月上旬	入札参加資格審査書類の受付締切
	8 月中旬	入札参加資格審査結果の通知
	9 月下旬	入札及び提案書の受付締切
	10 月中旬	提案書に関する事業者ヒアリング
	10 月下旬	落札者の決定及び公表
	11 月中旬	事業仮契約締結
	12 月中旬	事業契約締結

2.2.2. 募集及び選定の手続き等

(1) 実施方針への質問の受付

実施方針に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：2018 年（平成 30 年）3 月 26 日（月）

～2018 年（平成 30 年）4 月 23 日（月）17 時

イ 受付方法：実施方針に関する質問書（別添様式）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより提出すること。なお、受付期間外の質問については回答しない。

ウ 電子メールで質問を送付後、「8.5 問合せ先」まで質問書の着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分とし、祝日、振替休日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）を除く日とする。

(2) 実施方針への質問に対する回答

実施方針に関する質問に対する回答は、原則公開とする。2018 年（平成 30 年）5 月 11 日（金）までに、市のホームページに掲載し、公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(3) 入札公告・入札説明書等の公表

入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、事業契約書（案）、その他必要な文書（以下「入札説明書等」という。）を市のホームページに掲載し、公表する。

(4) 現地見学会

本事業の対象校の見学会を開催する。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書において示す。

(5) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を受け付ける。質問の提出方法等は入札説明書に示す。

(6) 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問に対する回答を公表する。回答の公表方法等は入札説明書に示す。

(7) 入札参加資格審査書類の受付及び入札参加資格審査結果の通知

本事業の入札に参加しようとする事業者は、入札に先立ち、参加表明書及び入札参加資格審査書類を提出すること。

なお、参加表明書及び入札参加資格審査書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書において示す。

入札説明書に基づき入札参加資格の審査を行う。審査の結果については、各入札参加者の代表企業に対して通知する。

(8) 入札及び提案書の受付

入札参加資格審査通過者に対し、入札書及び提案書の提出を求める。

入札書、提案書の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書で示す。

(9) 落札者の決定及び公表

市は、最も優れた提案を行った事業者を落札者として決定し、通知するとともに、市のホームページ等に掲載し、公表する。

(10) 事業契約締結

市は、落札者との間で事業仮契約を締結した後、事業契約の締結に関する市議会の議決を経て、事業契約を締結する。

(11) 契約の形態

事業契約は、市と事業者となるすべての構成企業との間で締結する予定である。

2.3. 応募者の備えるべき参加資格要件

2.3.1. 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。なお、本事業では、本事業を遂行するための SPC（特別目的会社）の設立は認めない。

- ア 応募者は、空調設備の設計業務を行う企業、空調設備の施工業務を行う企業、空調設備の工事監理業務を行う企業及び空調設備の維持管理業務を行う企業により構成されるグループとする。なお、進捗管理や他の構成企業との連絡調整などの業務を行う企業が構成企業となることを妨げない。
- イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、施工業務と工事監理業務を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）また、設計業務と工事監理業務を同一の者(人)が兼ねることはできない。
- ウ 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- エ 応募者の構成企業は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

2.3.2. 代表企業の選定

応募者は、入札への応募手続や落札者となった場合の契約事務を含め、事業期間中、市との調整・協議等における窓口を担うほか、本事業に係る応募グループ内の全ての調整等の責任を負う代表企業を定めるものとする。

2.3.3. 構成企業に必要な入札参加資格要件

応募者のすべての構成企業は「松阪市競争入札参加資格」を有する者で、次の参加資格要件を満たすものとする。

ただし、「松阪市競争入札参加資格」を有しない企業は、入札参加資格審査書類の提出日までに、入札参加資格登録手続きを完了させること。

入札参加資格登録手続きについては、以下の市ホームページを参照すること。なお、2018 年（平成 30 年）7 月に入札参加資格登録申請を行った場合、入札参加資格審査書類の受付期限である 2018 年（平成 30 年）8 月上旬（予定）までに手続きが完了しない場合があるため、注意すること。

工事等：<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/koji02/>

物品等：<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/buppin03/>

(1) 「設計業務」を行う者の要件

設計業務を行う企業全体で、下記の要件を満たすこと。

-
- ア 設計業務を行うに当たって、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく技術者が配置可能であり、一級建築士 3 名以上の事務所であること。
 - イ 管理技術者又は主任技術者として「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。
 - ウ 少なくとも 1 社については平成 20 年度以降に、官公庁発注で学校教育法第 1 条に定める学校において室内機 10 台以上かつ延べ面積 500 m²以上の空調設備を含む設計業務の元請として実績を有していること。

(2) 「施工業務」を行う者の要件

施工業務を行う企業全体で、下記の要件を満たすこと。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「管工事」及び「電気」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 少なくとも 1 社については、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が 1,000 点以上あること。
- ウ 少なくとも 1 社については、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「電気」の総合評定点が 1 点以上あること。
- エ 少なくとも 1 社については平成 20 年度以降に、官公庁発注で室内機 10 台以上かつ延べ面積 500 m²以上の建物を対象とする空調設備を含む工事について元請として実績を有していること。

(3) 「工事監理業務」を行う者の要件

工事監理業務を行う企業全体で、下記の要件を満たすこと。

- ア 工事監理業務を行うに当たって、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく技術者が配置可能であり、一級建築士 3 名以上の事務所であること。
- イ 工事監理業務を行うに当たって、建築士法に基づく「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。
- ウ 少なくとも 1 社については平成 20 年度以降に、官公庁発注で学校教育法第 1 条に定める学校において室内機 10 台以上かつ延べ面積 500 m²以上の空調設備を含む工事監理業務の元請として実績を有していること。

(4) 「維持管理業務」を行う者の要件

維持管理業務を行う企業は維持管理を行うに当たって、選択した設置機器での運用に必要な資格を持つ者を人員も含め適正に配置できること。

2.3.4. 構成企業の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成 17 年告示第 150 号）に基づ

-
- く指名停止の措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- エ 松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 18 年告示第 212 号）に規定する暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等に該当する者
- オ 最近 2 年間の市税及び国税（所得税又は法人税及び消費税）を滞納している者
- カ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 20 番 4 号
- ・東京丸の内法律事務所 東京都千代田区丸の内 3 丁目 3 番 1 号

2.3.5. 地域貢献への配慮事項

構成企業等には、できるだけ市内に本店を有する企業（以下「市内企業」という。）を加えるように努めるとともに、本事業において必要となる資機材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

なお、応募者が提出した提案書の評価にあたっては、市内企業への発注額に応じて、加点することを予定している。評価方法の詳細については、入札公告時に公表する落札者決定基準において示す。

2.3.6. 入札参加資格の喪失

応募者の構成企業が、入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

2.4. 審査及び選定に関する事項

2.4.1. 審査及び選定に関する基本的考え方

市は、応募者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験者で構成する松阪市立小中学校空調設備整備 DBO 事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、委員会の審査により選定された優秀提案をもとに、落札者を決定する。

2.4.2. 審査の方法

(1) 入札参加資格審査

市は、応募者からの参加表明書及び入札参加資格審査書類をもとに、参加資格要件の具備について確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

委員会は、入札説明書と併せて公表する落札者決定基準に基づき、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等並びに入札価格について、応募者から提出された提案書類等を総合

評価方式により審査する。

(3) 優秀提案者の選定

委員会は、提案内容評価及び価格評価の結果から総合評価値を算定し、総合評価値が最も高い提案をした応募者を優秀提案者として選定する。

(4) 落札者の決定

市は、委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

(5) 落札結果の公表

市は、落札者を決定した場合、応募者に対して速やかに通知するとともに、選定結果及び審査講評を市のホームページ等に掲載し、公表する。

2.4.3. 提案審査書類の取り扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市が松阪市情報公開条例（平成 17 年条例第 6 号）に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認める場合、落札者として選定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものであり、設計・施工・工事監理・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

3.2. 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別添資料 1「リスク分担表（案）」によるものとし、具体的内容については、実施方針に対する質問を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定める。

3.3. 事業の実施状況の監視

3.3.1. 提供されるサービスの水準

本事業において最低限実施されるべきサービス水準については、要求水準として、要求水準書に示す。

なお、本事業で事業者が提供するサービス水準は、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書、事業者提案書類、各種共通仕様書等及び設計図書に記載の内容及び業務水準となる。

3.3.2. 事業者による業務品質の確保

事業者は、提供するサービス水準を維持改善するため、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

なお、セルフモニタリングは、事業者が提供するサービス水準が、空調設備に係る性能基準及び維持管理業務に係る水準を満たすことを、事業者自らが確認するものであり、市が指示するモニタリングの内容を包含しているものとする。

詳細については、事業契約書において定める。

3.3.3. 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計・施工・工事監理・維持管理及び空調設備の移設等の各業務についてモニタリングを行う。なお、モニタリングにあたっては、事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用する。

その方法及び内容等については、事業契約書において定める。

3.3.4. モニタリング結果に対する措置

市は、市が実施するモニタリングの結果、事業者が実施する設計・施工・工事監理・維持管理及び空調設備の移設等の各業務の水準がサービス水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

その方法及び内容等については、事業契約書に定める。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1. 施設の概要

4.1.1. 対象となる施設

現時点で市が整備を予定する松阪市立小中学校の普通教室及び特別教室等は 678 室とするが、今後、予定教室数が変更となる可能性がある。

なお、本事業の対象校及び所在地等は別添資料 2「本事業の対象校一覧」を参照すること。

4.1.2. 対象となる施設の立地条件

対象校ごとの施設の配置等については、入札説明書等に示す。

4.2. その他、主要な事業要件の概要

4.2.1. 空調設備の熱源の種別

空調設備の運転に必要な熱源の種別については、応募者において電力、都市ガス、液化石油ガスのいずれかから設定する。熱源価格、熱源供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切な熱源を選択し、又はその組み合わせを選択し、提案すること。

4.2.2. 熱源供給と光熱水費の負担

熱源供給については、本事業の範囲に含めない。維持管理業務等に伴う光熱水費や空調設備の運転に必要な光熱水費については市が負担する。ただし、施工業務に伴う光熱水費については原則、事業者負担とする。

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書の規定に従い、次の措置をとること。

6.1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ウ 前各号のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

6.2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、事業者は生じる損害について市に対して賠償を求めることができる。

6.3. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

7.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

7.2.1. 交付金及び地方債

本事業において、市は国から「学校施設環境改善交付金」の交付、及び「地方債」発行を想定している。

事業者は、交付金及び地方債申請に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

7.2.2. その他の財政上又は金融上の支援

市は、本事業に関する事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

8. その他事業の実施に関し必要な事項

8.1. 議会の議決及び本契約について

事業契約の締結に関する議案は、2018年（平成30年）11月定例会に上程し、議決を以て本契約とする。

8.2. 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページに掲載し、公表する。

松阪市ホームページ：<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/71/>

8.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

8.4. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

8.5. 問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

松阪市教育委員会事務局 教育総務課
担当 : 川口、渡邊
電話 : 0598-53-4382、4355
FAX : 0598-25-0133
E-mail : syom.div@city.matsusaka.mie.jp

別添資料 1

リスク分担表（案）

[リスク分担（案）凡例：○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

■ 共通

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
入札説明書リスク		1	入札説明書等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
制度関連 リスク	法令変更 リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○※1	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更 リスク	4	消費税および地方消費税に関する変更	○	
		5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
		6	上記以外の税制の変更等		○
	許認可等 リスク	7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更 リスク	9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○※2	
	社会リスク	住民対応 リスク	10	整備及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○
11			事業者が行う調査、施工等に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
環境 リスク		12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
		第三者賠償 リスク	13	事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合	
14			市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力リスク		15	想定以上の暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、並びに戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○※3	△※3
経済リスク	資金調達 リスク	16	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	
		17	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○
	物価変動 リスク	18	施工期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減	○※4	○※4
		19	維持管理期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減	○※4	○※4

■設計・施工・工事監理段階で発現したリスク

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
測量・調査リスク	20	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○	
	21	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等	○		
計画リスク	設計リスク	22	事業者が実施した設計に不備があった場合	○	
	計画変更リスク	23	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
施工リスク	施工費増加 リスク	24	事業者の責めに帰すべき事由による施工費の増加	○	
		25	市の責めに帰すべき事由による施工費の増加	○	
	工期遅延 リスク	26	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに空調設備を供用できない又は施工が完了しない場合		○
		27	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに空調設備を供用できない又は施工が完了しない場合	○	
	施設、設備損傷 リスク	28	施工により施設又は空調設備が損傷した場合		○
工事監理リスク	29	工事監理の不備により施工内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
要求性能未達リスク	30	工事完了後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○	

■維持管理段階で発現したリスク

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
維持管理 リスク	業務水準未達 リスク	31	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	性能リスク	32	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	
		33	空調設備の通常劣化等による性能の低下		○
	施設、設備瑕 疵リスク	34	事業期間中に、本事業の施工により施設又は空調設備の瑕疵が発見された場合		○
	維持管理費 増加リスク	35	市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加	○	
		36	市の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）		○
	施設、設備損 傷リスク	37	市の責めにより施設又は空調設備が損傷した場合	○※5	
38		事業者の責めにより施設又は空調設備が損傷した場合		○※6	
運営リスク	エネルギー コスト変動 リスク	39	エネルギーの単価が変動する場合	○	
		40	空調設備の使用時間が変動する場合	○	
	41	空調設備の性能未達及び想定以上の性能劣化等、想定以上のエネルギーコストの増加		○※7	
事業期間終了時の性能リスク		42	事業期間終了時における性能水準の保持		○

【注釈】

- ※1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、当該事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、市が事業者に支払う維持管理に係る費用を改定することを条件とする。
- ※3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し市または事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書において示す。
- ※4 物価変動等により一定程度の下降または上昇があった場合、費用の調整を行う。詳細な調整方法については、事業契約書において示す。
- ※5 「市の責めにより空調設備が損傷した場合」には、市の職員、児童・生徒、教職員、児童・生徒の保護者等、学校の通常利用者によるものも含む。
- ※6 「事業者の責め」であることの立証責任は市にあることとする。
- ※7 事業期間中に空調機器の性能が、事業者の設定する性能を下回った場合（瑕疵又は故意、重過失による業務水準の未達は除く）、事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途支払額の減額措置が課される。また、これに起因して増加するエネルギーコストは事業者が負担することとする。

別添資料 2

本事業の対象校一覧

区分	学校名	住所
小学校 (35校)	第一小学校	殿町 1349 番地 1
	第二小学校	垣鼻町 633 番地
	第三小学校	西之庄町 150 番地
	第四小学校	鎌田町 428 番地 4
	第五小学校	久保町 276 番地
	幸小学校	殿町 1198 番地 2
	松江小学校	川井町 380 番地 1
	伊勢寺小学校	伊勢寺町 26 番地
	阿坂小学校	小阿坂町 3325 番地
	松ヶ崎小学校	松崎浦町 751 番地 2
	港小学校	荒木町 16 番地
	東黒部小学校	垣内田町 6 番地 1
	西黒部小学校	西黒部町 713 番地 1
	機殿小学校	六根町 16 番地 1
	朝見小学校	大宮田町 195 番地
	掬水小学校	豊原町 1120 番地
	漕代小学校	目田町 207 番地
	花岡小学校	大黒田町 757 番地
	松尾小学校	丹生寺町 566 番地
	大河内小学校	矢津町 1775 番地
	南小学校	小片野町 945 番地
	射和小学校	射和町 557 番地 1
	山室山小学校	光町 1 番地
	徳和小学校	上川町 197 番地 4
	豊地小学校	嬉野堀之内町 229 番地
	中川小学校	嬉野中川町 1057 番地
	豊田小学校	嬉野川北町 1338 番地 2
	中原小学校	嬉野田村町 44 番地
	天白小学校	曾原町 774 番地
	鵠小学校	笠松町 279 番地
	小野江小学校	小野江町 355 番地
	米ノ庄小学校	市場庄町 20 番地
	柿野小学校	飯南町深野 3688 番地
	香肌小学校	飯高町森 1810 番地 2
	宮前小学校	飯高町宮前 1022 番地

区分	学校名	住所
中学校 (10校)	殿町中学校	殿町 1508 番地 1
	久保中学校	垣鼻町 1790 番地 1
	東部中学校	魚見町 884 番地
	中部中学校	立野町 1344 番地
	大江中学校	小片野町 228 番地
	西中学校	曲町 4 番地 8
	嬉野中学校	嬉野下之庄町 1725 番地
	三雲中学校	中道町 345 番地
	飯南中学校	飯南町粥見 566 番地
	飯高中学校	飯高町宮前 927 番地

別添様式

平成 年 月 日

実施方針に関する質問書

「松阪市立小中学校空調設備整備 DBO 事業」に関する実施方針について、次のとおり質問事項がありますので提出します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

＜実施方針に関する質問＞

	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項
例	実施方針	6	2.3.2.	(2)	ア	●●●●	「実施方針 6 頁 2.3.2. (2) ア」の内容についての質問事項がある場合には、左記のように記入してください。
1							
2							
3							
4							
5							

※記入上の注意

- ・同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・質問が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式の変更を行わないこと。